

厚生常任委員会

平成24年11月21日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎小林 誠	○宮崎 和彦	吉野 俊明
中西 和夫	辻 善次	里川宜志子
嶋田 議長		

2. 理事者出席者

副 町 長	池田 善紀	総 務 部 長	西本 喜一
住民生活部長	乾 善亮	福 祉 課 長	植村 俊彦
同 課 長 補 佐	中原 潤	国保医療課長	寺田 良信
同 課 長 補 佐	田口 昌孝	健康対策課長	西梶 浩司
同 課 長 補 佐	増井つゆ子	環境対策課長	栗本 公生
同 課 長 補 佐	井上 究	同 課 長 補 佐	峯川 敏明
住 民 課 長	清水 昭雄	同 課 長 補 佐	鎌田 裕之

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 辻委員、里川委員

委員長

おはようございます。

全委員出席をされておりますので、ただ今より厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

副町長のご挨拶をお受けいたします。 池田副町長。

副町長

（ 副町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、辻委員と里川委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

はじめに、1. 継続審査案件であります（1）環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

今委員会におきましては、先ほど副町長のごあいさつにもありましたように、ごみ積替え施設整備工事の進捗状況について、そして、衛生処理場焼却施設の解体計画につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、ごみ積替え施設整備工事ではありますが、9月議会におきまして、整備工事請負契約につきまして議決をいただきまして、直ちに本契約を締結し、整備工事に着手をしております。現在は、実施設計を行いながら、あわせまして、宅地造成や風致地区内での行為に対しまして関係機関と協議を進めている状況であります。実施設計につきましては、平成25年1月末までには完了し、その後、建築確認申請を行う予定であり

ます。一方、造成工事につきましては、早ければ来年3月前半にも着手し、5月頃からは、中継施設棟の建築工事に取りかかりまして、工期内でありまして12月6日までには竣工し、その後、試運転等を経まして、平成26年1月より積替え施設での作業を開始する計画にしているところであります。

なお、現在、実施設計の最中ではありますが、ごみ積替え施設のイメージ図が出来上がりましたので、本日、資料1として積替え施設イメージ図を配付をさせていただいております。そのイメージ図をもとに、全体的な積替えの流れを簡単にご説明させていただきます。

まず、可燃ごみの積替えであります。収集車が場内に入りますと、イメージ図で申しますと、右端やや上にあります今回新設いたしますトラックスケールで計量し、その後、ごみ中継施設棟の奥側、イメージ図で申しますと、中継施設棟のなかの左側に2台赤の収集車が並んでおりますが、そちらが可燃ごみの受入れホッパになり、そちらに可燃ごみを投入いたします。投入は、2台同時にできるスペースを確保しております。そのホッパから投入されました可燃ごみは、中継施設棟内の左端のダストドラムで一旦貯留され、搬出コンベアを介しまして大型パッカー車に積み替えられ、搬出されることとなります。

また、不燃ごみ、その他プラスチック類につきましては、計量後、ごみ中継施設棟内の手前側、イメージ図では右側にも2台、収集車が並んでおりますけれども、2基の受入ホッパを設置し、ホッパの下にコンテナを置き、直接、収集車からコンテナに投入する、いわゆる段差ホッパ式の積替えというイメージで、現在、実施設計を進めているところであります。なお、今後、積替え施設の建設が本格化してまいりましたら、改めまして、現地で詳細につきまして、ご説明をさせていただこうと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、本年3月末をもちまして、焼却処理を廃止いたしました衛生処理場焼却施設の解体計画についてであります。焼却処理施設の解体につきましては、厚生労働省が定めました廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づきまして、施設内の空气中に飛

散しておりますダイオキシン類の濃度に基づきまして、解体方法を決定するように定められております。この解体方法の選定につきましては、専門性を要しますため、衛生処理場解体計画等の作成業務を委託することといたしまして、去る9月28日に、コンサルタント会社9社によります指名競争入札を執行いたしました結果、株式会社 日産技術コンサルタント奈良事務所が、488万2,500円で落札をしたところであります。

主な業務内容につきましては、焼却施設内の空気中のダイオキシン類濃度測定及びその結果にもとづきます解体方法の技術的な検討や提案、そして、解体工事発注仕様書の作成が主な業務でありまして、業務期間につきましては、平成24年10月1日から平成25年3月22日までとなっております。現在までに、衛生処理場焼却施設内の空気中のダイオキシン類濃度調査まで終了しております。現在、その結果を待っているところであります。なお、具体的な焼却施設の解体工事につきましては、来年8月ごろにも入札によりまして、解体施工業者を決定し、9月議会におきまして、工事請負契約の締結につきましては、ご承認をいただけましたならば、10月から2か年の継続事業によりまして、解体工事に着手してまいりたいと考えているところであります。

以上で、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。
里川委員。

里川委員 前半のほうのごみ積替え施設整備なんですけれども、私、以前から、焼却場のときから、過去に、相当前ですけど申しあげてました。班長とかいらっしゃるけど、場長というものは置かないのかということで、随分前からそういう話をしてたんですが、今回、積替え施設、これだけの規模で金額をかけてやっていく、そしてまた本庁舎からかなり離れているところで行われるということ、それと工事の進捗状況なども管理しな

がら、そしてまた、実際できあがってから、動かしていく中で、施設の責任者的な、施設長っていうような立場のポジションの方を置いていくべきではないのかなというふうに、私は思っているんです。それは、もう焼却場のときからそういうことを、以前から申しあげてきている経過もございますので、その点について、今後、この施設の工事が進んでいく中、また出来上がって運営していく中、どんなふうにお考えになっているのか、お尋ねをしておきたいと思います。

委員長 池田副町長。

副町長 まずは、この工事についてでございます。工事の監理につきましては、環境対策課、こちらの職員が行ってまいります。今、設計等につきましても当然、環境対策課、現業ではなくて、こちらが全部行っております。で、工事の進捗の管理につきましても環境対策課が行ってまいります。で、工事が整備後でございますけれども、現焼却施設につきましては、焼却にも作業を行っております。また搬入もございました。で、そこへまたいろいろなものもございます。で、今度、上へ行った場合に、仕事につきましても、あくまでも搬入して、積替え施設だけとなってまいりますので、業務的には、今の焼却の分がなくなる分だけ、少し軽くなってこようかと考えております。そうしたことから、現状の体制でいきたいと、様子を見ていきたいと考えております。

里川委員 そうしたら、以前からお聞きしていましたが、現業職の皆さんが責任持ちながらやっていたら、現在、班長といわれるような方がメインになって、他の皆さんを動かしながら、大体やって、それで環対のほうへいろんなあれをするとき、班長さんがやってはるといのは知っているんですけどね。そのやり方ってどうなんやろうと。現業職の方をそういう責任あるポジションに置くっていう考え方というのは、町のほうはそういう考え方があるのか、ないのか。今後の施設運営について、やっていけるといことだったんでね、町はやっていけると思っ

てはるんだらうけれども、その現業職の管理職扱いていうのかな、そういうのはないのかという点と、それと、いよいよ後半にありましたあそこの衛生処理場、焼却場のほうが解体となってきたときの、現在行っている、ごみの持込みの問題なんですけども、それは平行してやっぱり考えていかなければならないことなんですけども、その点についてもどういふふうにお考えになっているのか。その2点についてちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

副町長

まずはじめの1点目でございます。現業職の方が今、班長にあこに2名おられます。というのは、収集とあと積替えの関係でございます。それで2人でやっていただいております。で、今お尋ねの、現業職の人が管理職、係長という意味ですかね、どういう意味かわかりませんが、それを否定するような条例はございませんので、可能と言えれば可能ですし、今現在はないということでございます。

後半の部分につきましては、今、内部でいろいろ協議をやっておりますので、ただ、その結果をまだ委員会のほうでご説明する段階ではございませんけども、今現在、やっぱりいろんなご家庭の方がおられますわね。車を運転をされる方、またそうではない方、また一方で、例えば、虚弱の老人のひとり暮らしの方もおられますし、それらの方も含めまして、どうしようか、というのは、内部で真剣に検討してもらっておりますので、一定のまとまりができましたら、またこの担当常任委員会でもご説明申しあげる時期が来ようかと考えております。

委員長

他に、何かご意見ございませんか。

(な し)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。本件につきましては報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきたいと思っております。

次に、2. 12月定例会付議予定議案について、あらかじめ説明を受

けることにいたします。

(1) 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例について、理事者の説明を求めます。 植村福祉課長。

福祉課長 それでは、斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例について、ご説明申しあげたいと思います。

資料2をご覧いただきたいと思います。105ページの要旨をもって説明をさせていただきます。斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例についてです。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）が平成23年5月2日に公布され、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の一部が改正されたことから、法の規定により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を条例で定めるものでございます。

条例は203条にわたる量となっておりますが、章ごとに内容をご説明申しあげたいと思います。まず、第1章（第1条―第3条）は、総則でありまして、この条例の趣旨、用語の定義、指定地域密着型サービスの事業の一般原則について定めるものであります。

第2章（第4条―第44条）は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業について、その基準を定めるものであり、5節で構成しています。第1節（第4条・第5条）では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本方針、この事業が提供するサービスの内容を定めるものであります。第2節（第6条・第7条）では、この事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の職種及び員数等人員に関する基準を定めるものであります。第3節（第8条）では、この事業の事業所に、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービスの提供に設けなければならない必要な設備及び備品等に関する基準を定めるものであります。第4節（第9条―第42条）では、内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、サービス提供困難時の対応、受給資格等の確認、要介

護認定の申請に係る援助、運営規程、衛生管理、地域との連携等運営に関する基準を定めるものであります。第5節（第43条・第44条）では、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例を定めるものであります。

次に、第3章（第45条―第59条）は、夜間対応型訪問介護の事業について、その基準を定めるものであり、4節で構成しております。

第1節（第45条・第46条）では、夜間対応型訪問介護の基本方針、この事業が提供するサービスの内容を定めるものであります。第2節（第47条・第48条）では、この事業を行う事業者ごとに置くべき従業員の職種及び員数等人員に関する基準を定めるものであります。第3節（第49条）では、この事業の事業所に、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービスの提供に設けなければならない必要な設備及び備品等に関する基準を定めるものであります。第4節（第50条―第59条）では、サービスの取扱方針、介護計画の作成、運営規程、地域との連携等運営に関する基準を定めるものであります。

第4章（第60条―第80条）は、認知症対応型通所介護の事業について、その基準を定めるものであり、3節で構成しています。第1節（第60条）では、認知症対応型通所介護の基本方針を定めるものであります。第2節（第61条―第66条）では、単独型・併設型によりこの事業を行う事業者ごとに置くべき従業員の員数等人員に関する基準及びサービスの提供に設けなければならない必要な設備及び備品等に関する基準、共用型によりこの事業を行う事業者ごとに置くべき従業員の員数等人員に関する基準を定めるものであります。第3節（第67条―第80条）では、利用者の心身の状況等の把握、サービスの取扱方針、介護計画の作成、運営規程、衛生管理、地域との連携等運営に関する基準を定めるものであります。

第5章（第81条―第108条）は、小規模多機能型居宅介護の事業について、その基準を定めるものであり、4節で構成しています。第1節（第81条）では、小規模多機能型居宅介護の基本方針を定めるもの

であります。第2節（第82条―第84条）では、この事業を行う事業者ごとに置くべき従業者の員数等人員に関する基準を定めるものであります。第3節（第85条・第86条）では、登録定員及び利用定員並びに事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービスの提供に設けなければならない必要な設備及び備品等に関する基準を定めるものであります。第4節（第87条―第108条）では、利用者の心身の状況等の把握、居宅サービス事業者等との連携、サービスの取扱方針、介護計画の作成、運営規程、地域との連携等運営に関する基準を定めるものでございます。

第6章（第109条―第128条）は、認知症対応型共同生活介護の事業について、その基準を定めるものであり、4節で構成しています。

第1節（第109条）では、認知症対応型共同生活介護の基本方針を定めるものであります。第2節（第110条―第112条）では、この事業を行う事業者ごとに置くべき従業者の員数等人員に関する基準を定めるものであります。第3節（第113条）では、事業所が有する共同生活住居の数、その入居定員、居室の床面積、利用者が日常生活を営む上で必要な設備及び備品等に関する基準を定めるものであります。第4節（第114条―第128条）では、入退居、サービスの取扱方針、介護計画の作成、運営規程等、運営に関する基準を定めるものであります。

第7章（第129条―第149条）は、地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について、その基準を定めるものであり、4節で構成しています。第1節（第129条）では、地域密着型特定施設入居者生活介護の基本方針を定めるものであります。第2節（第130条・第131条）では、この事業を行う事業者ごとに置くべき従業者の員数等人員に関する基準を定めるものであります。第3節（第132条）では、指定地域密着型特定施設の建物が耐火建築物等であることを原則とすること、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しなければならないことなど必要な設備等に関する基準を定めるものであります。第4節（第133条―第149条）では、内容及び手続の説明及び契約の締結、法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意、介護の取扱方

針、サービス計画の作成、相談及び援助、運営規程等運営に関する基準を定めるものであります。

第8章（第150条―第189条）は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業について、その基準を定めるものであり、5節で構成しています。第1節（第150条）では、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の基本方針を定めるものであります。第2節（第151条）では、この施設に置くべき従業者の員数等人員に関する基準を定めるものであります。第3節（第152条）では、施設の入所定員を29人以下とするとともに、居室、静養室、浴室、医務室、食堂及び機能訓練室等、必要な設備及び備品等に関する基準を定めるものであります。第4節（第153条―第177条）では、サービス提供困難時の対応、入退所、介護の取扱方針、サービス計画の作成、相談及び援助、運営規程等運営に関する基準を定めるものであります。第5節（第178条―第189条）では、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

第9章（第190条―第202条）では、複合型サービスについて、その基準を定めるものであり、4節で構成しています。第1節（第190条）では、複合型サービスの基本方針を定めるものであります。第2節（第191条―第193条）では、この事業を行う事業者ごとに置くべき従業者の員数等人員に関する基準を定めるものであります。第3節（第194条・第195条）では、このサービスの登録定員及び利用定員並びにこのサービスの提供に必要な設備及び備品等に関する基準を定めるものであります。第4節（第196条―第202条）では、サービスの取扱方針、サービス計画及び報告書の作成、緊急時等の対応等運営に関する基準を定めるものであります。

最後に、第10章（第203条）は、雑則でございまして、委任条項であります。

この条例の内容につきましては、現在施行されております国の省令の基準と同様となっておりますことをご了解いただきたいと思います。

最後に、施行日につきましては、平成25年4月1日から施行すると

いうことをございます。

なお、本日のこの資料については、便宜上、ページを付けさせていただいておりますけれども、提出の議案にはページを付けさせていただきますこと、あらかじめご了解いただきたいと存じます。以上、斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例についての説明といたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 里川委員。

里川委員 この条例を制定しますということで、今度提出されるということなんですが、それにつきまして、町としては、この介護保険法改正になって、この条例を設置する目的ですね、なぜこの条例を設置すべきなのか、そして設置をすれば、どういう効果が見込まれるというふうに考えておられるのか。私よく分からないので、そこについて、町の考え方についてお尋ねをしておきたいと思います。

福祉課長 まず、今回、条例を設けなければならない理由ですけれども、先ほど触れましたように、介護保険法の一部が改正されました。その中で、今までは、国の定める基準に従ってという部分が、市町村が定める条例に基づいて、指定を行うということになりましたので、今回提出させていただいた理由としては、介護保険法の改正ということをございます。

ただ、基本的には、市町村のこの条例の制定については、国の基準に従って作るというのが大原則となっております。一部、市町村の裁量に任せられる部分がありますけれども、ほとんどの部分は、国の基準に従ってということをございますので、中身につきましては、ほとんど同様ということをございますので、これによる、いわゆる何かしらの効果ということ、具体的な効果ということにつきましては、特にないと考えております。

これまでも、この指定密着型サービスの指定というのは、市町村が行

っておりますので、現段階では斑鳩町はまだ指定は1回もございませんけれども、国の基準に基づいて指定を行うのか、条例に基づいて指定を行うのかということで、市町村の業務そのものについては、あまり変更はないというふうに考えております。

里川委員 要するに法律が変わって、国の基準に基づいてというのを、市町村の条例に基づいてというふうに変えるだけであって、で、斑鳩町は今まで指定を行ってないので、あまり差し支えはないんやという。なんか一見、何ていう、こう議論のしようのないような、今説明やったんですけどね。地域密着型については、非常に重要なものなんですよね。介護保険にとっては。その問題が市町村に任せられる、そして、せやけど市町村に任せるけど、市町村の裁量がありませんで、国の基準どおりにせなあかんという、やっぱり中央集権型のやり方できて、市町村の裁量がなかなか認められていない。そして、地域密着型とって、地域で医療や介護をできるだけ受けましょうといっても、老々介護であったりして、地域でなかなか大変な状況が生まれてきていると。こういう非常に流れの悪い状況の中で、担当としても、町としても、今後のこの辺の動向ですね、実際の現場・現状と、そして行政としてのこういう事務の流れの中での矛盾とか、そしてやっぱり住民の要望とか、こういう問題についてさらに受け止めて、介護保険の保険者としてやっていっていただきたいということを、この際ですので私のほうもお願いしておきたいと思います。

以上で結構です。

委員長 他に何かお聞きしたいことはございませんか。

(な し)

委員長 それでは、次に（2）斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例について、理事者の説明を求めます。 植村福祉課長。

福祉課長

それでは、斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例についてご説明申しあげます。

これにつきましても、先ほどの条例と同じように、介護保険法の改正に伴いまして、市町村で条例を策定するというものでございます。

45ページの要旨をもってご説明させていただきたいと思っております。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）が平成23年5月2日に公布され、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の一部が改正されたことから、法の規定により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を条例で定めるものであります。

主な内容でございます。第1章（第1条―第3条）は、総則であり、この条例の趣旨、用語の定義、指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則について定めるものであります。

第2章（第4条―第42条）は、介護予防認知症対応型通所介護の事業について、その基準を定めるものであり、4節で構成しております。

第1節（第4条）では、介護予防認知症対応型通所介護の基本方針を定めるものであります。第2節（第5条―第10条）では、単独型・併設型によりこの事業を行う事業者ごとに置くべき従業者の員数等人員に関する基準及びサービスの提供に設けなければならない必要な設備及び備品等に関する基準、共用型によりこの事業を行う事業者ごとに置くべき従業者の員数等人員に関する基準を定めるものであります。第3節（第11条―第40条）では、内容及び手続の説明及び同意、受給資格等の確認、利用者の心身の状況等の把握、運営規程、衛生管理、地域との連携等運営に関する基準を定めるものであります。第4節（第41条・第42条）では、このサービスの取扱方針等介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものであります。

第3章（第43条―第69条）は、介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について、その基準を定めるものであり、5節で構成しています。

第1節（第43条）では、介護予防小規模多機能型居宅介護の基本方針を定めるものであります。第2節（第44条―第46条）では、この事業を行う事業者ごとに置くべき従業者の員数等人員に関する基準を定めるものであります。第3節（第47条・第48条）では、登録定員及び利用定員並びにサービスの提供に設けなければならない必要な設備及び備品等に関する基準を定めるものであります。第4節（第49条―第65条）では、利用者の心身の状況等の把握、介護予防サービス事業者等との連携、運営規程、地域との連携等運営に関する基準を定めるものであります。第5節（第66条―第69条）では、このサービスの取扱方針等介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものであります。

第4章（第70条―第90条）は、介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について、その基準を定めるものであり、5節で構成しています。第1節（第70条）では、介護予防認知症対応型共同生活介護の基本方針を定めるものであります。第2節（第71条―第73条）では、この事業を行う事業者ごとに置くべき従業者の員数等人員に関する基準を定めるものであります。第3節（第74条）では、事業所が有する共同生活住居の数、その入居定員、居室の床面積、利用者が日常生活を営む上で必要な設備及び備品等に関する基準を定めるものであります。第4節（第75条―第86条）では、入退居、サービスの提供の記録、運営規程等運営に関する基準を定めるものであります。第5節（第87条―第90条）では、サービスの取扱方針等介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものであります。

最後に、第5章（第91条）は、雑則で委任条項でございます。

これも先ほどと同じように、この条例の内容については国の省令の基準と同様ということでございます。

最後に、施行期日でございますが、平成25年4月1日から施行するものでございます。

これにつきましても、今回の資料につきましては、便宜上ページを付けさせていただいておりますが、提出議案にはページは付けませんこと、

あらかじめご理解いただきたいと存じます。

以上で、斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例についての説明といたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 辻委員。

辻委員 このたび、これいろんな改正、先の建設水道委員会でも、風致の関係が改正されています。これによって町として、事務量がどのように変わってくるのか。また、住民に対してどのようにするのか、総括的でわかる範囲で結構ですねんけれども、ちょっと他の担当もありますけれども、その辺どのように認識されているのかお伺いしたいと思います。

委員長 西本総務部長。

総務部長 今回、多くの改正を入れておりますけれども、これは地域主権改革一括法、正式法律は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律でございます。これに基づく、一種の市町村への権限移譲の条項でございます。ただ、この多くの条例改正につきましては、ほぼ現行、今まで、国あるいは県の基準に準じて市町村が事務等を行ってきておりますので、ただ権限移譲になったから、今、条例等の整備をしているというのが現状でございます。で、ただ、この権限移譲がなぜ今、この時期に行っているかということにつきましては、やはり住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うとともに、地域住民の自らの判断と責任において、地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革ということで、地域主権改革が進められてきておりますので、それを受けて、やはり地元で、地域の施策については、できるものは地域で考えていこうと、身近な施策については地域で考えていこうという趣旨で権限移譲が行われてきておりますので、総括的には、今後、今は、国・県等の参酌をもって条例

等を作っておりますけれども、今後は身近な改正等につきましては、地域で考えて改正していく、そして行政を執り行っていくという方向に行くのではないかというふうに考えているところでございます。

委員長 他に、何かございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に、(3)斑鳩町立あわ保育園新調理室用厨房機器購入について、理事者の説明を求めます。 植村福祉課長。

福祉課長 それでは、斑鳩町立あわ保育園新調理室用厨房機器購入についてご説明申しあげます。資料4をご覧くださいと思います。

この厨房機器の購入につきましては、去る10月31日に指名競争入札に付し、その結果に基づいて購入することといたしておりますので、このことについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございまして、12月定例会に議案の提出を予定しているものでございます。

資料4でございすけれども、契約の対象は、斑鳩町立あわ保育園新調理室用厨房機器購入でございます。契約の方法は、指名競争入札。契約の金額は1,562万1,900円でございます。契約の相手方は、所在地 奈良県大和高田市築山679、会社名 有限会社 古山厨房、代表者 古山剛でございます。

以上で、斑鳩町立あわ保育園の新調理室用厨房機器購入についての説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 里川委員。

里川委員 これはもう当然、購入していただかないといけない物なんですけれど

も、家庭の物とちょっとやっぱり仕様が違いますので、大きい物になってきたら、参考までなんですけど、この金額の中で主な物ですね、どういう物に、どれくらいの金額がかかっているのか、ちょっと主な物についての内訳的なものが、あくまでも参考ですけどね、私も、知りたいなというふうに思うんですが。

福祉課長 この契約金額1,560万円余りの内訳の金額については、ちょっとまだもっていないんですけども、当初、この見積りなり設計金額を出すなかで、一番金額がかかるだろうと思っているのは、スチームコンベクションオーブン、あるいは、それ以外で高額な金額になると予想しております物は、自動食器洗浄機、それから食缶消毒保管機、あるいは、あと冷蔵庫、これが3台を置くということにしていますけれども、3台あわせて冷蔵庫、このあたりが大体200万から300万円ぐらいかかるものというふうに考えております。

委員長 他に、何かございませんか。

(な し)

委員長 次に、(4)王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更について、理事者の説明を求めます。西梶健康対策課長。

健康対策課長 それでは、(4)王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更についてご説明させていただきます。資料5をご覧くださいと思います。

最後のページの要旨でご説明させていただきます。

王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の一部を変更する規約の要旨をご覧ください。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が平成24年6月27日に公布され、障害者自立支援法の一部が改正されたことから、本規約において所

要の変更を行うものであります。変更の内容は、障害者自立支援法の題名が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改められたことから、第3条第4号中で引用する同法の題名を改め、平成25年4月1日から施行するものであります。

なお、改正条文及び新旧対照表の説明につきましては、省略させていただきます。

以上で、王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更についてのご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 以上、12月定例会の付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、3. 各課報告事項について、(1) ポイ捨て禁止啓発キャンペーンの結果について、理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策課長 それでは、各課報告事項(1) ポイ捨て禁止啓発キャンペーンにつきまして、ご報告をさせていただきます。

去る11月4日日曜日に、町議会議員の皆様とともに、キャンペーン実施周辺の自治会、あるいは関係団体等のご協力をいただきまして、JR法隆寺駅から法隆寺門前までと、県立竜田公園を重点地域といたしましてポイ捨て禁止啓発キャンペーンを実施をしたところであります。

当日は、JR法隆寺駅から法隆寺門前コースでは、ポイ捨て禁止を呼びかけるプラカードを掲げてのパレード、観光客の方にごみ拾いをしていただきながらの観光、そして、観光客の方へのアンケート調査実施等のキャンペーンを行いまして、200名近い観光客の方がごみ拾いにご協力をいただきました。

また、竜田公園におきましても、公園内を清掃するとともに公園内のパレード、また、竜田大橋付近でのドライバーに対します啓発活動、アンケート調査などを行いまして、約100名の方にご参加をいただいたところでもあります。

なお、当日、回収いたしましたごみの量は、法隆寺コースで約10kg、竜田公園で約40kgでありました。それぞれの催しであります。法隆寺まで観光客の方にごみ拾いをしていただき、美化やポイ捨てについて考えていただく催しでは、観光に訪れた方にごみ拾いをしていただくというのは、他ではあまり例がなく、果たしてご協力をいただけるか不安でありましたが、多くの観光客の方が協力的で、なかには、おもしろい企画でいい思い出ができたと喜んでおられた観光客の方もいらっしゃいました。

また、啓発プラカードを持ったパレードや竜田大橋でのドライバーに対します啓発活動におきましても、多くの方がプラカードに目をやり、なかには、運転席や助手席から大きくうなずいていただける方もおられるなど、意識を浸透させる方法としては、よかったのではないかと考えているところでもあります。

次に、法隆寺周辺で行いました観光客の方、あるいは竜田公園のキャンペーンにご参加いただいた方のポイ捨てに関するアンケート調査の結果であります。資料6でお示しをしておりますので、ご確認をいただきたいと思えます。

まず、資料の1枚目、法隆寺周辺で行いました観光客の方に対しますアンケート調査では、合計189名の方にご協力をいただきました。

問1で、斑鳩町でのポイ捨ての状況をお聞きをいたしましたところ、約70%の方が、他の地域に比べてポイ捨てが少ないという印象をお持ちであるということがわかりました。また、問3で、ポイ捨てに対しての罰則規定を設けることについてお聞きをいたしましたところ、約58%の方が罰則を設ければ減る。25%の方が罰則を設けても減らない。15%の方が罰則規定を設けるよりも他の対策が必要とお答えいただきました。また、裏面には、自由意見で記載いただきました内容を掲載し

ておりますので、後ほどご確認いただきたいというふうに思います。

また2枚目、竜田公園では、65名の方にアンケート調査にご協力いただき、問2で、ポイ捨てに対する対策が必要かお聞きしましたところ、ほとんどの方がポイ捨てに対する対策が必要だとお答えをいただいております。さらに、問3で、具体的な対策についてお聞きいたしましたところ、罰則規定を設けた条例制定が必要と答えられた方は25%で、罰則規定よりも美化運動やマナー啓発活動の充実が必要と答えられた方が72%となっております。

平成22年に自治会長や環境保全推進委員に対しまして行いましたアンケート調査では、罰則規定を設ける。あるいは、それ以外の対策を充実させるがほぼ50%ずつでありましたので、今回の結果では、より多くの方が、罰則規定ではなく、他の対策を講じるべきとの結果が出たところであります。また、裏面では、自由意見で記載いただきました内容を掲載をさせていただいております。今後、町といたしましては、このアンケート調査の結果をさらに分析をいたしまして、今後の対策や活動に役立てていきたいというふうに考えております。

ポイ捨てや犬のフン放置など、マナーに関します問題につきましては、このような活動を繰り返し行うことによりまして、広く、深く浸透していくものと考えておりますので、今後、いかるがの里クリーンキャンペーンや清流復活大作戦などの清掃活動と、今回行いましたポイ捨て禁止啓発キャンペーンをリンクさせることなども検討していきながら、継続して啓発活動を行っていきたいと考えているところであります。

委員の皆様におかれましても、キャンペーン当日は、観光客の方へのごみ拾いやアンケートへの協力の呼びかけ、パレードにご参加いただきましたことに対しまして、お礼申しあげまして、ポイ捨て禁止啓発キャンペーンの結果につきましてのご報告とさせていただきます。以上です。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。 里川委員。

里川委員 私たちが学習会をした中で、私たち委員会のほうから提案をしてやっていただいて、本当にいい行事になったなというふうに、私も思っていました。ただですね、今後も継続してどうしていくのかということの中では、ここに自由意見、アンケートの自由意見の中に、ちょっと2、3あるんですけども、子どもたちにポイ捨てるの意識をどうつけていくのか、子どもたちにそういう教育をすることがとても重要ではないか、この辺について、私もね、子どもが逆に親にそんなんあかんねんでとか、おじいちゃんやおばあちゃんにあかんでとか、いうことを子どもから言われると、大人もちょっとドキッとしますよね。そういう機運をつくっていったら、より良いものになっていくなということで、こういう行事を教育委員会とも連動しながらね、もっといろんな形で、活発に啓発活動、啓蒙活動っていうのをやっていけたらいいなというふうに思うんです。教育委員会と連携して、子どもさんたち巻き込んでいろんなこともやってはいただいているとは思いますが、更に、何か協議をしながらね、より良いもの、子どもさんたちを巻き込んだ、より良いマナーを守るような、こういう活動をやっていたらなというふうに思いますので、担当のほう、なにか今後検討していただけるようであれば、またご答弁をお願いしたいなと思います。

環境対策課長 以前の子ども模擬議会でもクリーンキャンペーンに対して、子どもたちが、私たちがもっと参加しやすいような雰囲気をとという質問をいただきました。それからいかるがの里クリーンキャンペーンも特別コースを設けずに、各ご家庭の周辺を掃除できるような方法に変えまして、子どもたちも参加しやすいようなキャンペーンにしております。またこのポイ捨てる禁止啓発キャンペーンのパレードなんかにも、大人だけでなく子どもたちと一緒に歩道を歩いて呼びかけていくようなこともできればというふうに考えてますので、来年そのあたりを検討して進めてまいりたいと考えております。

委員長 他に、なにかご意見ございませんか。 辻委員。

辻委員　　これ、法隆寺地域と竜田地域は、アンケートの内容違うのかな。どんな項目で質問してあったんか。例えば、問3で罰則規定かて竜田やったら禁止条例は16人、こっちは法隆寺やったら多い、その辺のいろんな差が出てますねんけど、その辺どのように分析されているのかな。

環境対策課長　　ポイ捨て等に関するアンケート調査でありますけれども、まず1枚目は観光客の方に対してのご質問。で2枚目、竜田公園につきましては町内の方、特にこのアンケート調査は22年に自治会長さん、あるいは環境保全推進委員に対して行ったアンケート調査と内容は、竜田公園については一緒です。で、観光客の方、自由意見でも書いておりますけれども、東京の千代田区からも来られています。すでに罰則規定のあるところから観光に来られている方については、やはり罰則規定を設けたほうが効果があるのではないか。名古屋の人は、当初は罰則規定設けたすぐは効果あったけど、しばらくしたらなくなったよという、具体的な罰則規定を設けられた地域から来られた方の意見もいただいておりますので、そこらも充分参考にして、今後対策を講じていきたいと思っています。

委員長　　それでは、次に、(2) 年末年始のごみ処理業務について、理事者の報告を求めます。　栗本環境対策課長。

環境対策課長　　それでは、各課報告事項、(2) 年末年始のごみ処理業務につきまして、資料7に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

年末年始につきましては、1年で最もごみ排出量が増加することから、毎年、収集や持ち込み業務につきまして、特別体制で臨んでおりまして、このほど、平成24年度の年末年始のごみ処理業務の体制が整いましたので、当委員会にご報告させていただきます。

まず、収集体制であります。12月28日金曜日までは、通常どおりの収集でございます。可燃ごみにつきましては、月・木曜日コースの地区が、年末年始、通常であります。12月27日木曜日の収集後、年

明け最初の収集が1月7日月曜日と、間が10日間空くこととなりますので、年末の12月30日日曜日ではありますが、月・木コースに限り可燃ごみの収集をさせていただきます、少しでも収集の間隔を短くしたいというふうに考えております。また、それぞれ年末年始の休日の関係で、通常よりも収集の間隔が空きます木くず・草類、ビン類・缶類、ペットボトル、その他プラスチック類などの資源物につきましても、年末年始に、特別収集することとしておりまして、東地区のビン類・缶類、ペットボトルにつきましても、12月29日土曜日に、西地区の木くず・草類、東地区のその他プラスチック類につきましても、年明けの1月5日土曜日にそれぞれ収集を行いまして、収集の間隔の開きを調整させていただきますというふうに考えております。

次に、年末のごみ持込業務であります。例年、年末のごみ持込につきましては、衛生処理場で受け付けをさせていただいておりましたが、周辺自治会より、年末、衛生処理場までの周辺道路が混雑するので、焼却処理廃止に併せて、年末の持ち込み場所を変更してほしいという要望も受けておりましたので、今年度より、年末のごみ持込場所を衛生処理場から変更させていただくこととしております。新たな年末の持ち込み場所は、12月29日（土）・30日（日）は、役場東側駐車場を持込場所としております。また、31日大晦日は、例年、非常に混雑いたしますので、交通渋滞等を緩和させますため、役場東側駐車場のほかに、三井自動車観光駐車場、生き生きプラザ斑鳩の駐車場でもごみの持込みの受付をさせていただきます。また、31日は、交通事故等を防止するとともに、特に施設への出入りをスムーズに行えますよう、各3か所の持込場所には、警備員を配置して、誘導するなどの対策を考えているところであります。

なお、持込の時間につきましては、それぞれの持ち込み場所の付近に住宅もございますことから、少しでもご迷惑をおかけする時間を縮小するために、29日につきましては、午前8時30分から午後2時まで、30日につきましては、正午まで、31日につきましては、午前11時までと、前年より若干、受付時間を短くしているところであります。

住民の方々につきましては、12月号町広報紙に掲載するとともに、12月号広報お知らせ版に案内文書を挟み込むとともに、町公共施設にもポスターを掲出するなど、周知徹底を図ってまいりたいと考えているところであります。

以上で、年末年始のごみ処理業務の概要の報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。 里川委員。

里川委員 祝日でもね、可燃ごみ以外のごみも収集しますよという方針が変わった。けれども、それがまだ周知徹底されてなくて、うまいこと回っていきなかつたような地域とかもあるように聞いてます。このことにつきましてもね、いろんな面でいろんなところが変わってますのでね、できましたら可能な限り集積場なんかで、ごみ箱ですね、収集の、ごみ箱を設置しているところとか、ああいうところに貼り出せるようなポスターっていうのか、ちょっとお金はかかるかもわからないけれども、そうやってお知らせ版入れるとともにね、そういう集積場所に貼れるところには極力そういうものを貼れたらなど、よく目に付くように、貼ってあるのを見て、近所の人どうしがああやねこうやねという話ができるという、それが可能でない場所もあると思うんですけれども、できるだけ周知徹底のほうを工夫しながら、これだけいろいろな点で変わっていれば、戸惑いやら、また間違う人がたくさん出てくるのではないかという心配がありますのでね。さらにまた期間もう少しありますので、内部で協議のほうしていただけたらと思います。よろしくお願いします。以上です。

委員長 何か、他にお聞きしたいことはございませんか。

(な し)

委員長 次に、(3)平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)につい

て、理事者の報告を求めます。 植村福祉課長。

福祉課長

それでは、平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。12月定例会に提出予定の補正予算につきまして、住民生活部所管に関するものについて私のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、資料8の平成24年度一般会計補正予算（第4号）歳入歳出総括表をご覧くださいと思います。今日の説明につきましては、まず、裏面の歳出から説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

歳出でございますが、まず第2款総務費でございますが、人件費所要額、人事異動等影響額ということでございますが、この中には住民課の職員に係ります人件費が含まれております。

次に、第3款民生費でございます。人件費所要額の補正につきましては、福祉課及び国保医療課の職員に関します人件費でございますが、144万3千円の減額をお願いするものであります。次に、社会福祉総務費でございます。国民健康保険事業特別会計におけます人件費の減額補正に伴いますもので、同特別会計への繰出金として、437万7千円の減額補正をお願いするものです。次に、医療対策費でございます。子ども医療費の助成、心身障害者医療費の助成、重度心身障害老人等医療費の助成、精神障害者医療費の助成につきまして、それぞれ助成額が当初見込を上回る見込みであることから、それぞれにおきまして、660万円、330万円、70万円、80万円の増額補正をお願いするものでございます。次に、障害福祉費でございます。障害者の移動支援、障害者介護給付・訓練等給付費、障害児福祉サービス給付費におきまして、それぞれのサービスの支給が当初の見込みを上回ることから、それぞれ182万円、1,472万9千円、305万5千円の増額補正をお願いするものです。次に、ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費でございます。この施設の光熱水費におきまして、不足が生じる見込みでありますことから、75万3千円の増額補正をお願いするものでござ

います。次に、介護保険事業繰出費でございます。介護保険事業特別会計におけます人件費の補正に伴うものでありまして、同特別会計への繰出金として、258万6千円の増額補正をお願いするものです。

次に、保育園費でございます。保育所の広域入所の充実ということで、保育単価が比較的低額である入所者が増えたことによりまして、広域入所にかかります委託料の見込みが当初予算よりも減少することから、1,115万4千円の減額補正をお願いするものでございます。次に、子ども手当・児童手当支給事業費であります。子ども手当・児童手当の支給につきまして、その支給児童数の影響から、2,471万円の減額補正をお願いするものでございます。

第4款衛生費でございますが、人件費所要額の補正といたしまして、健康対策課及び環境対策課に係る人件費でございます。872万円の減額をお願いするものでございます。

次の段に移りまして、債務負担行為補正でございます。平成25年度から、あわ保育園の給食調理・洗浄業務を民間事業者へ委託することといたしまして、2,800万円の補正をお願いするものでございます。期間は、平成24年12月21日から平成27年3月31日でありまして、金額につきましては2か年の委託料として算定いたしましたものでございます。

それでは、表面の歳入をご説明させていただきたいと思っております。

まず、第12款分担金及び負担金の民生費負担金でございます。

保育所の保育料についてでございますが、その額の決定の基礎となります市町村民税、所得税の影響等から、158万9千円の減額補正をお願いするものでございます。

第14款国庫支出金であります。まず、民生費国庫負担金であります。

保育所運営費負担金につきましては、歳出の保育所の広域入所委託料の減額に伴う国庫負担金の減額でありまして、560万2千円の減額補正をお願いするものです。次の自立支援給付費負担金につきましては、歳出の障害者介護給付・訓練等給付費の増額に伴う国庫負担金の増額であり、671万1千円の増額補正をお願いするものです。障害児施設措

置費負担金については、歳出の障害児福祉サービス給付費増額に伴う国庫負担金の増額でありまして、129万9千円の増額補正をお願いするものです。子ども手当・児童手当交付金につきましても、歳出の子ども手当・児童手当の減額に伴います国の交付金の減額でありまして、1,946万1千円の減額補正をお願いするものです。

次に、民生費国庫補助金でございます。地域生活支援事業費補助金でございます。歳出の障害者の移動支援に係る費用の増額に伴う国庫補助金の増額であり、78万2千円の増額補正をお願いするものです。

第15款県支出金であります。まず、民生費県負担金であります。

保育所運営費負担金につきましては、国庫負担金と同様の理由によりまして、280万1千円の減額補正をお願いするものです。自立支援給付費負担金につきましても、国庫負担金と同様の理由により、335万5千円の増額補正をお願いするものです。障害児施設措置費負担金につきましても、国庫負担金と同様の理由により、64万9千円の増額補正をお願いするものです。子ども手当・児童手当交付金につきましても、国庫負担金と同様の理由により、262万5千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、民生費県補助金についてでございます。乳幼児医療費補助金につきましては、歳出の子ども医療費助成額増額に伴う県補助金の増額であり、230万円の増額補正をお願いするものです。心身障害者医療費補助金についてでございますが、歳出の心身障害者医療費の助成額は増額補正をお願いするものの、県補助事業分につきましては減額となる見込みであることから、県補助金の20万円の減額補正をお願いするものです。精神障害者医療費補助金につきましては、歳出の精神障害者医療費助成額増額に伴う県補助金の増額でありまして、30万円の増額補正をお願いするものでございます。地域生活支援事業費補助金につきましては、国庫補助金と同様の理由により、39万1千円の増額補正をお願いするものです。障害者自立支援特別対策事業費補助金につきましては、歳出におけます障害者介護給付・訓練等給付費の増額の一部及び障害児福祉サービス給付費の増額の一部が、障害者自立支援法改正に伴う新制

度への変更に係る事業者支援分でありまして、その県補助金を受け入れるため、127万6千円の増額補正をお願いするものです。重度心身障害老人等医療費補助金につきましては、歳出の重度心身障害老人等医療費の助成額は増額補正をお願いしているものの、県補助事業分につきましては減額となる見込みであることから、県補助金の45万円の減額補正をお願いするものでございます。

最後に第20款諸収入でございますが、雑入といたしまして、平成23年度の後期高齢者医療療養給付費負担金を精算した結果、その超過分が発生したため、広域連合から受け入れるため、505万4千円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）案のうち、住民生活部所管に係るものについての説明といたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。 里川委員。

里川委員 ちょっと1点確認させてほしいんですが、歳出総括表の今の説明の中で、3番目の民生費ですね、この広域入所のところでの、結構大きなマイナスが出ているけれども、保育料の低額な人が多かったためというふうな説明だったんですが、実際人数的にはどんなものなんですかね。今年度広域入所受けてはる方、何人ぐらいいはるんですか。

福祉課長 予算では、108名を組ませていただきまして、100名を超える入所が現在ございます。補正予算につきましては、115名を見込ませていただいております。人数は増える見込みで、現在も108名を超えておるんですけども、今回の委託料の減額につきましては、保育単価、例えば年齢によって0歳児から5歳児まで、年齢が高くなれば保育単価が安くなっていくということがございまして、当初見込む中では0歳児の入所が多いであろうというふうに見込んでいたところが、0歳児の入所が予想よりも伸びずに、それ以外の年齢で伸びたということで、入所者

数は当初見込みよりも増えるだろうけども、実際に保育所に支払う委託料は減るということで、今回の減額補正をお願いしたものでございます。

里川委員　　今、まさに課長ちょっと説明してくれたところがね、私もちょっと気になっているので聞きたいんですけどね。広域入所で、よそで預かっていたくように、斑鳩町としても、なかなか定員いっぱいなんで、お勧めもさせていただいているような状況もある中で、でも、やっぱり小学校の入っていく年齢に近づけば、幼稚園に入園するような年齢になってくれば、やっぱり地元で、お友達の関係もあるし、地元で見てほしいなというような考え方も保護者にはあるのではなかろうかというふうに思ってたね。どうなんだろう、その辺、広域入所で、未満児さんで行ってたけども、3歳以上になってきたら、今度地元のね、あわやたつたへ行きたいという希望者が増えてきているのではないのかと、でも今の報告を聞いたら、いや割合年齢の高い子がそのまま広域入所で預かってもらったりはしているようだと、でも、実質的にはどうなんだろうか、親のそういう要望が結構強くあるのか、あれば、その要望に応えていけるのか、それとも引き続き広域入所でお願いをするようにしているのか、その辺のところの分析というのか、状況というのか、私、この数字を見たときにね、一瞬ぱっと頭の中にそれが浮かんだんで、ちょっとその辺も確認したいなと思います。

福祉課長　　窓口でお母様方とのお話を聞く中でのことではございますけれども、まず保育所に入る年齢のひとつのきっかけとしては0歳児と、3歳児であることは間違いありません。3歳児につきましては、それまで育児休暇も取るなりやっていたものが、3歳児になれば、幼稚園にも入る年齢であることから、保育園でというお話は他の年齢に比べては多数ございます。しかしながら、広域入所につきましては、やはり保護者の勤め先の関係等もございますので、中には希望に沿っていないという面もあるかもしれませんが、基本的には斑鳩町外を望んで行っておられることでありまして、例えば0歳児からとか1歳児から入っておられる方

が、3歳児になって、斑鳩町のその保育園に変更したいということについては、全くないというわけではありませんけれども、それよりも今まで保育に慣れた現状の保育所を引き続き希望されるというほうが多いというふうに見ているところでございます。

委員長 次に、（４）平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、理事者の報告を求めます。 寺田国保医療課長。

国保医療課長 それでは、各課報告事項の（４）の平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申しあげます。

恐れ入りますが資料ナンバーの9をご覧くださいませでしょうか。

今回の補正予算につきましては、本年度の医療費に要する給付の見込みが当初よりも増加することが見込まれますことから、一般被保険者療養給付費の補正、本年4月1日付けの人事異動に伴います人件費の補正、この補正に伴います一般会計からの繰入金の補正となっております。

補正予算額は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,645万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ36億3,706万4千円とするものでございます。

それでは始めに、歳出予算の補正につきましてご説明を申しあげます。下段の歳出総括表（案）をご覧くださいませでしょうか。

まず第1款総務費では、本年4月1日付けの人事異動に伴う人件費所要額437万7千円の減額補正をお願いするものでございます。次に、第2款保険給付費では、本年度の医療に要する給付の見込みが当初よりも増加することが見込まれますため、一般被保険者療養給付費6,083万2千円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入予算の補正についてでございます。上段の歳入総括表（案）をご覧くださいませでしょうか。

まず始めに、第2款国庫支出金では、一般被保険者療養給付費の増額に伴いまして、国庫負担金の増といたしまして、療養給付費等負担金1,946万6千円の増額補正を、また同じく、国庫負担金と同様の理由に

よりまして、財政調整交付金 5 4 7 万 5 千円の増額補正をお願いするものでございます。次に、第 5 款県支出金では、国庫負担金と同様の理由によりまして、財政調整交付金 5 4 7 万 5 千円の増額補正をお願いするものでございます。次に、第 8 款繰入金では、人事異動に伴います人件費に係る事務費で、一般会計繰入金 4 3 7 万 7 千円の減額補正をお願いするものでございます。最後に、第 1 0 款諸収入では、本補正予算において歳出額が歳入額を上回ったことによって不足する財源を、歳入欠かん補填収入で調整することとしたもので、3, 0 4 1 万 6 千円の増額補正をお願いするものでございます。

以上で、平成 2 4 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。何かございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に、(5) 平成 2 4 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、理事者の報告を求めます。 植村福祉課長。

福祉課長 それでは、平成 2 4 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申しあげます。

1 2 月定例議会に提出予定の当補正予算につきまして、資料 1 0 の総括表に基づきましてご説明を申しあげたいと思います。

今回の改正の内容は、人件費所要額の増額とそれに伴う一般会計からの繰入金の増額でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 5 8 万 6 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 8 億 8, 5 3 5 万 3 千円とするものでございます。

それでは、資料をご覧いただきたいと思います。まず、歳入からでございます。第 9 款繰入金でございます。職員給与費の繰入れに係る一般

会計からの繰入金でございまして、258万6千円の増額補正をお願いするものでございます。次に、歳出でございまして、第1款総務費で、人件費所要額、人事異動等影響額といたしまして、258万6千円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 それでは、その他に理事者側から報告しておくことはございませんか。

(な し)

委員長 以上、各課報告事項については、終わります。
続いて、4. その他について、各委員より質疑等があればお受けいたします。 辻委員。

辻委員 以前に、予算委員会かなんかで、肺炎球菌ワクチンのことで、70歳は、われわれ委員会で1回しかということ、70歳が一番効果あるやろうということ、了承して一応70歳ということ、理解させていただいておりますけども、65歳という意見もあるということは事実でございまして、今後、今65歳でせえということは言ってませんねけども、その時の答弁では考えるという感じの答弁やったかなと思いますけども、その後どのようにされているのか、その辺ちょっと1点だけ。

委員長 西梶健康対策課長。

健康対策課長 以前の委員会でも、この助成制度につきましては、まず啓発等して接種率を上げるということもお聞きいたしまして、その中では今年も2回広報させていただいて、また医療機関でも窓口、チラシにおいて啓発を行い、できるだけ接種率向上に努めているところでございます。それで今、ご質問ございました、助成内容についての取り扱いにつきましては、今後、またそういったことについて、変更等、内容を検討する場合につきましては、当委員会に今後ご相談申しあげて進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長 里川委員。

里川委員 今、辻委員がおっしゃった件で、検討しながらご相談ということなんで、検討する時にひとつ考えれることは、特定疾患などをお持ちの方なんかに対しましてはね、その辺、町が認めるものについては、65歳以上でも可能であるというような、そういう内容っていうのも検討できるのかな、基本は70歳だけどもというようなことは、検討課題としてね、上げておくことができるのではないかというふうに思いますのでね。斑鳩町でも本当に特定疾患で、とても基本的な免疫力の落ちてはるような状態の方、たくさん、難病とかね、いろいろありますのでね。そういうものも検討しながら、これからちょっと協議するということですので、協議を、専門のね、保健師さんや看護師さんともあわせてね、また検討していただきたいと思います。

それともう1個確認させていただきたい件があったんですけども、その後ですね、新子育てシステムですね、新システムのほうで、なにか動きは、私、9月で一般質問もさせていただいているんですが、なにかその後、動きってありましたか。

委員長 植村福祉課長。

福祉課長 現段階では、国・県等からそれ以後、何か具体的なことがあるとかい

うことはございません。

委員長

他に、質疑等ご意見はございませんか。

(な し)

委員長

それでは、その他についてもこれをもって終わります。

以上をもちまして本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり副町長の挨拶をお受けいたします。

池田副町長。

(副町長挨拶)

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。

皆さん、お疲れさまでした。

(午前10時28分 閉会)